

## ルターの公会議論とその影響について

五〇

渡邊 伸

一五一七年、ルターの『九五箇条の論題』に始まった贖宥論争は、その後の経過において公会議問題が重要な意味を持つことになった。翌年テッツェルは、贖宥問題について公会議や全教会よりも教皇の判定権が上位にあると論じ、ルターは、聖書から教示がえられない問題については普遍公会議 *einem allgemeinen Konzil* に決定権があると反論した。一五一九年のライプツィヒ討論では、教皇の至上権とフスの教説とが争点となったが、コンスタンツ公会議がフスを断罪したことについて、ルターがフスの教説にも正当性を認め、公会議も誤りうるとその権威を否定したため、彼は異端とされることになった。そして一五二一年、ヴォルムス帝国議会にルターが召喚された際、「人々は口をそろえて、公会議を、公会議を、と叫んでいる」と教皇特使アレアンダーは報告した。

教皇よりも公会議の権威の方が上位を占めるとする公会議主義は、パーゼル公会議の分裂解散によって終息したわけではなく、官僚や神学者、法曹家の間に生き続けていた。公会議主義は、国家や国民の個別利害の擁護に、あるいは教皇庁への外交圧力的手段として主張された。とくにアレクサンデル四世、シクストゥス六世時代に教皇庁の世俗化が批判され、「教会の頭と四肢」の改革が問題となると、公会議の理念が新たに活性化された。パリ大学は公会議主義の牙城となり、その主張者を保護した。一般の人びとの間にも信仰問題の統一・教会改革には公会議が有効という意見が行きわたっていた。そのため、一五二二年に開かれたニユ

ールンベルク帝国議会では、宗教改革派とカトリック派とを問わず、参加者が「ドイツにおける自由かつキリスト教の公会議 *ein frey christlich concilium*」の開催を要求し、皇帝の名で帝国統治院令が出されるに至った。信仰問題を公会議またはそれに代わる会議で解決しようという主張は、その後も帝国議会で協議され、さらにトレント公会議以後も交渉が続けられたのである。

このように宗教改革期を通じて公会議は、大きな論題の一つであり続けたが、ルター自身の公会議に対する立場は、ライプツィヒ討論でのように否定的な面もあった。ルターは公会議をめぐる議論にどのような影響をおよぼしたのであろうか。

### 一 ルターの公会議論についての評価

ルターと公会議主義との関係は、主に神学研究において論議されてきた。ルターが公会議主義の信奉者であったのか、それとも公会議主義とは距離をおいた宗教改革の精神に則った公会議論をもっていたのか、が論じられ、とくに一五一八、二〇年にルターが自説の正当性を公会議に控訴したことは、教会罰を回避する時間稼ぎの方便だったのか否かが争点となってきた。

同時代人、とくに教皇庁側のカエタン、エックらは、ルターを公会議

主義者の一人と見た。カトリック教会史家のイエディンは、ルターは公会罰をうけることになってから新しい教会概念を發展させたとする。ルターは一五一八年夏まで公会議を信仰問題の最高・不可欠の機関と認めていた。その夏に公会罰に関する説教を行ってから、旧来のような公会議は彼の新しい教会の考えに入る余地がなくなった。公会議の決定は聖書にかなう限り認められるが、絶対的な権限は否定される。したがって、一五一八年と二〇年に彼が行った公会議への控訴は、明確に公会議主義のモデルを利用したのだが、巧妙な法廷戦術でしかなかったとする。とくにルターがライプツィヒ討論で公会議の権威を否定した後、再び二〇年に公会議に控訴したことは、多くの帝国諸身分がもつ公会議主義の感情に訴える戦術以外の何ものでもなかったとしている。

ルターを公会議主義者、擁護者とする見方は、プロテスタント側にもある。ザイルスの見解は、ルターは公会議主義から出発し、影響を受けていたとみる。彼の公会議主義は当時の国民主義および人文主義的な理念と結びつき、最終的に「ドイツの国での自由かつキリスト教の公会議招集」を求めるに至った。他方、ルターの聖書主義による新しい教会観は、ライプツィヒ討論で公会議の権威を否定することになったとしており、イエディンと共通している。

エーゼスも、ルターの公会議控訴を戦術的な手段とみている。彼は、ルターが一五二一年のヴォルムス帝国議会当時、まだ第五ラテラノ公会議（一五一七年閉会）やそれ以前の公会議の形式に反対しておらず、カトリック教会との決裂が決定的となつて公会議に対し否定的見解をとつたとする。根拠は一五一六年一二月の教皇が全公会議よりも上位を占めることを確認した教令について、一五一八年の控訴文が全く反論していないことである。

これに対し、マインホルトは、ルターは公会議主義を知っており、当

ルターの公会議論とその影響について

初は公会議による改善に期待したが、彼の基本理念は公会議主義とはかけ離れていたとする<sup>⑮</sup>。また、シウトウツペリヒの見方も同様である。ルターの公会議観は一五一七年時点ですでに公会議主義者とは相違していた。しかし、新しい公会議像をまだ確立しておらず、伝統的公会議理解にしたがって公会議を教会全体を代表するものと見ていた。そして公会議に信仰問題の決定権があると考えていたが、一方でルターは公会議の判断を不確実なものとし、公会議の絶対的権限は否定している。ライプツィヒ討論での発言は、この見解を劇的に公にしたに過ぎない。ルターはすでに公会議とは「自由かつキリスト教の公会議」でなければならぬと考えていた。それは聖書のみを自らの規範とし、信者の共同体に対応するものであった<sup>⑯</sup>。このようにシウトウツペリヒは、ルターの公会議論は次第に明確化しただけで、基本に変化はなかったとみる。ただし、控訴という法手段はヴィッテンベルクの法曹家の提言であったとする。

ルターの公会議論を詳細に検討したテクレンブルク・ヨーンスは、ルターは中世の公会議主義とは全く異なる基礎から出発しており、彼の公会議論は新しく急進的なものであったとする。ルターは当初より独自の公会議理念をもっており、一五一八年も二〇年も自らの新たな公会議を念頭に控訴していたのであって、その主張と行為には何の矛盾もなかった。ルター自身、二回目の控訴において「正当で自由な公会議 *rechtes freies Konzil*」を信頼していると述べ、方便とする非難・告発を退けていると指摘する。

また、ルターの研究動向をまとめたローゼも、一五一八年当時、ルターは公会議も聖書の権威の下にあると考えていたと述べ、ルターの独自性を強調している。しかし、その論拠を明示しておらず、他方で一五一八年の控訴はカトリックとの対立が避けられなくなった場合にのみ公開することを考えていたこと、その転機として同年末、反キリストがロー

マの教会を牛耳っていると記した書簡をあげている。<sup>②</sup>

ブロックマンは、ルターの公会議論の変化について判断を留保しているが、ルターが一五一八～九年の一連の文書において公会議主義の議論をもって教皇の権威に対抗し、世論喚起の武器としたことに争う余地はないとしている<sup>③</sup>。ルターの控訴は戦術にすぎなかったのだろうか。

## 二 ルターの公会議への控訴

ルターの公会議論について、まず、この控訴の問題からみていこう。ルターは教皇使節カエタンとの討論の後、ニュールンベルクでカエタンに与えられた一五一八年八月二三日付けの小勅書を手にした。これによって有罪とされると知ったルターは、ヴィッテンベルクに戻ると、「将来開催されるはずの公会議に控訴すること」<sup>④</sup>をシュバラディンと検討し、一月二八日に公証人の立ち会いの下、控訴の文書を完成した。これが掲示されたかどうかは判明していない。この文書は一月一〇日までに印刷されたと推定されている。編者によれば、当時の評価は、この控訴を高慢とみなすものが多かったという<sup>⑤</sup>。

この控訴は、抑圧された者の正当な控訴権にもとづき「聖カトリック教会を体現する *sanctam ecclesiam catholicam repressentans* 公会議」に控訴するというもので、公会議の権威が教皇よりも上位にあることを前提としている。贖宥説教をめぐるカエタンとの討議の経過を述べ、自説を証す機会を教皇レオ一〇世に求めて拒否されたが、「教皇の権限は聖書の上にあるものでも反するものでもなく、その権力は誤ちにある教師を断罪するのではなく、真実へ戻すもの」ゆえに拒否を不当として公会議に控訴するという内容である<sup>⑥</sup>。この文面は、パリ大学の文書を書式として利用したことが明らかにされている。一五一八年三月に締結され

たフランスの政教条約にパリ大学が反対して、公会議に控訴した文書である<sup>⑦</sup>。エーゼスは、第五ラテラノ公会議でこの主張を否定したローマ側の立場に、ルターは知らずして対立したとする<sup>⑧</sup>。しかし、シュトゥッペリヒは、ルターは文中で教皇による公会議への控訴禁止を古代教会を典拠に不当であると論じていることから、ルターが知らなかったはずはない、とエーゼスの論を退けている<sup>⑨</sup>。

一五二〇年の二回目の控訴は、一五二〇年六月一五日付けの勅書によって反論の機会なく教会罰を科せられることになったことへの対抗措置である。ルターは一五二〇年一月一七日、一回目の文面に補足をつけた控訴文を公表した。新たに付け加えられたのは、教皇レオが反キリストの邪悪に凝り固まっているという非難と、控訴を通じて聖書の前に証をたてて教皇の不当性を示すという内容であり、皇帝カール五世、ドイツ国民の諸侯、貴族、都市の諸身分・公権に自らへの支持を求めている。彼はこれをラテン語だけでなく、新たにドイツ語でも公表し、印刷させた<sup>⑩</sup>。ドイツ語版は、ラテン語版のように法に則った形式をとることなく、自らの行動を都市やゲマインデ（共同体）、つまり学識のとくにない民にも知らせようとしている。ここでは、題目に「自由かつキリスト教の公会議」に控訴することが示され、本文中にも「キリストにかなう一般の公会議 *eyn Christlich gemeyn Concilium*」はとりわけ信仰に関する事柄について教皇よりも上に位置する、と主張している。そしてザクセンでなされた贖宥の説教に対し、自らは聖書に基づいて「自由で公けの討論 *eyn frey offentliche disputation*」で反論した、と述べる<sup>⑪</sup>。ラテン語版では、法の形式に従っていることもあって、このような表現は取っていない。また、最初の控訴と重複する前半部の終わりでは「将来の自由かつ確かな公会議 *eyn zukunfftig frey, sicher Concilium*」に訴えると記している。

二つの控訴で注目すべき点は、まず、二回目の控訴は一回目の控訴の文章を全面的に再録していることである。つまり、彼が文面を改める必要を認めなかったことを示しており、一五一八年の時点での公会議観と二〇年の時点でのそれとの間に基本的な相違がなかったととらえられる。つぎに、二回目では主張をより整理したドイツ語版を作成し、自らの主張を広く訴える方策をとっていることである。これは彼の公会議論が社会に与えた影響を考える上で留意すべき点である。

ルターが控訴前後にどのような公会議観をもっていたのか。これを、当時の公会議に関する彼の言及からみてみよう。従来の研究は、『ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』（一五二〇年）に着目してきた。この著作は各地で印刷され、反響も大きかったものである。この中でルターは、貴族やその他の世俗統治身分に「緊急事態がそれを要求し、教皇がキリスト教界の憤慨をかっているような際には、だれよりもまず、身体全体の分枝として、それをなしうる者が、真に自由な公会議が開かれるよう力を致すべきですが、このことをもつともよくなしうる者は世俗の権力者において他にありません」と、必要とあれば彼ら自身の手で公会議を開いて教会の改革を遂行するべきだと主張した。<sup>③</sup>

イエディンはこの著作にルターの公会議プログラムを見だし、それは旧来の公会議主義の原則に加えて、緊急時の公会議に関する説からなるものにとらえている。<sup>④</sup> 他方、マインホルトは、ここでルターは、公会議は神の法ではなく人間の法の制度であると説明している点、また公会議の決定は決して聖書の上ではなく下にあるとしている点で、既に中世後期の公会議主義とは相違していたとする。<sup>⑤</sup>

一五二〇年の二回目の控訴に至るまでの時期、ルターが公会議主義の原則に従っていたのか、それとも既に独自の公会議観をもっていたのか、研究者の見解は対立しているのであるが、筆者は、ルターは控訴にあた

って既に彼なりの公会議像がある程度持っていたと考える。

この立場をとるテクレンブルク・ヨーンズは取り上げていないが、一五一八年六月の『贖宥の効力についての討論の解説』の中で、ルターは一文であるが公会議について言及している。すなわち「学問と敬虔な熱心とがなしたことを、かの最も博学な最も聖なる人びとの不幸な出来事が十分に証明したからである。彼らはユリウス二世のもとで教会を改革しようとして努力し、このために公会議を開いた」と、第五ラテラノ公会議について否定的見解を述べている。控訴の前にこのような見方をとっていたのであるから、ルターは自らの教説の是非を教皇が招集する公会議に仰ぐことは考えなかったととらえるべきだろう。

さらに、一回目の控訴を発表した後、ライプツィヒ討論の命題に関する解説では、「公会議は誤りうるので、コンスタンツ公会議はニカイアやアフリカよりも誤った」と述べ、「ニカイア公会議は既に他の公会議のはるか以前にあつて、聖福音書に比せられていたからである」と、初期公会議の正当性との区別を行っている。<sup>⑥</sup> また、ほぼ同じ頃、一九年八月にザクセン選定侯に送った書簡でも、公会議は誤りうる」と説明し、後にも繰り返し返される「聖書をもつ人の方が、聖書をもたない教皇や公会議よりも信じられるべきである」という聖書主義と万人祭司説に即した言明がされている。<sup>⑦</sup>

ルターは、後に自らの公会議論を一五三九年の『公会議ならびに教会について』で詳述する。そこでは使徒と聖書のもとにあった初期の四大公会議以後、中世の公会議は教皇のもとで聖書と聖霊から逸脱したこと、したがって公会議は聖書と使徒、聖霊の下になければならないこと、これに基づいている限り公会議の規定は有効であるが、聖書をもつ個人がむしろ正当である、という一連の主張を行っているのであるが、すでにその原型をこれらの言及の中にみとることができる。<sup>⑧</sup>

ライプツィヒ討論以降、ルターが自らの公会議観をより明確な形へと具体化していったことは間違いないが、一五一九年頃にはすでに後の公会議論の原型を示したルターが、二〇年の控訴にあたって一回目の控訴文を再録したのであるから、一回目の文面に独自の公会議観との矛盾を認めなかったととらえられる。一八年に教皇の下にある公会議を批判的にとらえていたことと併せてみるならば、ルターがすでに一回目の控訴にあたって独自の公会議を念頭に置いていたと考える方が、理にかなっているように思われるのである。

### 三 ルターの公会議論の経過

その後のルターの公会議論をみておこう。エーブネターは、ルターは公会議を否定的にとらえ、神学上ほとんど言及することが無かったと述べ、一五三九年になってその見解を明確にしたという。一五二〇年代のルターの否定的な言説の例として、公会議の決定には聖書に基づく規定や使徒の下にあるニケーア公会議の決定がある一方で、人間が設けたものがはるかに多くあるという一五二二年の『告解について』、何が信じられるべきか決定する権限は教皇にも公会議にもないとする一五二二年八月の説教録、同様に信仰に関する権限は公会議ではなく、信者の共同体にあるという一五二三年の論考、「公会議の名はわたしにとって自由意志という言葉と同じくらいおぞましい」と記した一五二四年一月の書簡、教皇や公会議は信仰をもっている最も小さな信者にも従わねばならないとする一五二五年の書簡をあげている。<sup>④</sup>

シュトゥツペリヒも、ルターは一五二〇年代しばしば公会議問題について言及しているが、公会議を人間の法による制度とする彼の否定的見解に変化は見られないと述べる。ルターは、聖書に記されていることは

公会議が何ら決定するには及ばない、と公会議の役割につねに明確な制限を示しており、また一五三六年ルターがフスの書簡三通に序文をつけて刊行したのは、同年六月二日、教皇パウルス三世が翌年五月マントゥアに公会議を招集すると決定したことに対して、コンスタンツ公会議の過誤を想起させるための行動であったと解釈している。<sup>⑤</sup>

他方、エーブネターは、ルターは教会政治上は公会議につねに期待を寄せていたとして、その公会議論を次第に整合されたものとみる。ルターが当初より独自の公会議論をもっていたとするテクレンベルクヨーンズも、先の『公会議ならびに教会について』を念頭に、ルターは最後の十年に公会議に関する研究を本格化したという。<sup>⑥</sup>ルターが公会議論を精緻化していったとする見解に対し、マインホルトは彼の公会議論が一貫していたことを強調し、また『キリスト教貴族に与う』では公会議に積極的役割を与えていたことを指摘する。<sup>⑦</sup>

実際、ルターは、公会議について積極的役割をまったく述べていないわけではない。筆者が偶目しえた例として、一五二〇年の『テツツェルに与う』では、聖餐のあり方を公会議 *ein gemeyn Christlich Concilium* の決定に委ねており、「公会議の規定についてその叡智による教えを喜んで受け入れる用意がある」とも述べている。<sup>⑧</sup>一五二一年の『弁明とその根拠』は「教会が（信者）一般の公会議において *ynn einem gemeinen Concilio* 俗人に（聖餐の）秘蹟の両方の形態を与えることを指し示するのはよいであろう」と記して、公会議に信仰のあり方を指示する権限を認めている。ただし、公会議のみならず司教がその司教区で二種陪餐を命ずることもふさわしいとしている。<sup>⑨</sup>これは「教皇が煉獄に持っているのと同じ権限をどの司教も主任司祭ももっている」とする『九五箇条の論題』の第二五命題との関連が認められよう。また、一五二七年には、改革派が迫害を受けたことにたいし、「彼の代理人は危急をただ

し、抗議し、そして自由な公会議に控訴する」と記している<sup>④</sup>。

公会議の開催が具体的な問題となってきた一五三〇年代には、ルターの公会議に関する言及も多くなつた。その中にも公会議に対して、限定付きであれ、積極的な役割を認めた記述がある。一五三三年六月ザクセン選定侯に宛てた書簡は、皇帝カール五世が公会議を開催しようとしていることについて、今一度「真のキリスト教の公会議 *ein recht Christlich Concilium* をみる」用意があるとしている<sup>⑤</sup>。一五三五年の論文では、教皇クレメンスの聖職売買と誤つた教えとが人びとに多大な害をなしているため、聖俗の人びと、とくにカール五世が公会議を招集し、分裂やセクトを取り除き、悪しき教えなどを頭と四肢の双方にて終わりをもたらそうとしている。しかし、彼は悪魔の子であり、改革を妨げようとしている。これに対して父と子と聖天使とともに「(信者) 一般の自由かつキリスト教の公会議 *ein gemein frey Christlich Concilium*」を招集して、信仰の問題を扱い、先行の皇帝による公会議に終焉をもたらしたいとしている<sup>⑥</sup>。さらに、ザクセン選定侯の依頼により公会議に提示するシムルカルデン条項を作成した後、一五三七年二月の書簡では、ルターは新たな公会議がカトリックの見解の確認と改革派の攻撃に利用されることを危惧しつつ、参加を拒否するのではなく、神の英知を学ぶよう勧告している<sup>⑦</sup>。

ルターがこのような状況の中で論じた公会議論について、シュトゥットペリヒは、ルターがこの時期にも基本的立場を変えていないことを、一五三六年一〇月ルターが一般の公会議 *eines gemeinen Concilii* の法と権限について示した考えをもとに主張する<sup>⑧</sup>。彼はこの書のドイツ語版が当時版を重ね、影響力をもったとする。ルターはその第三〇条項の中で、信仰の最終的な拠り所を聖書と使徒に求め、キリスト教徒は使徒の言葉からのみ権威を持つことができること、公会議に座を占める司教たちと

他の信者との間に何の違いもなく、彼ら司教たちも誤りうるとしている。公会議は教会そのものではなく、それを表出しているにすぎない。その教令は使徒の書と一致するときのみ拘束力をもちうる、と彼は論じている<sup>⑨</sup>。

その後、ルターは一五三九年三月に公会議論の総決算というべき『公会議と教会について』を完成した。この書では、なぜ公会議やその教父たちによって改革はできないかを説き、それは聖書をもたない会議は対立し論議に終わりがいいからだとする。そしてニカイアなど正当な初期の公会議に対し、その後の公会議の誤りと公会議のあるべき権限が論じられ、最終的には聖書と内心に依拠することが必要であると論じている<sup>⑩</sup>。

晩年、ルターは、一五四五年三月末に『悪魔に立てられしローマの教皇庁に背きて』を著したが、公会議についても、教皇パウルスは自らの権力を強めることしかしていないと論じている。二四年来、「自由かつキリスト教の公会議をドイツの国で」と叫ばれてきた。しかし、教皇はコンスタンツ公会議以来、公会議が教皇よりも上位を占めるとする考え方を怖れているために公会議をはばかっている。ドイツでは「自由」という言葉は規範が聖書であること、すなわち、聖書にしたがつて全てのこと正され、判断されるべきことと理解されている。公会議が自由とは、聖書すなわち聖霊が自由なのである。これに対し教皇は、自らが独りで決める自由をもっていることを公会議が自由であると呼んでいる。また「キリスト教の」という言葉もローマでは「教皇の」という意味でしか理解してはならないとしている。これがお決まりの小唄である、と批判する<sup>⑪</sup>。

このようにルターは、公会議を必ずしも否定的にとらえず、聖書主義と万人祭司説に基づいて、公会議を人の行う会議として権限を限定し、聖書と聖霊にしたがうべきものとして位置づけている。この基本は少なくとも『キリスト教貴族に与う』以降ほとんど変化していないといえよ

う。ルターは比較的早期にある程度独自の公会議観を持っており、その後の公会議論の発展はその具体的な肉付けが行われたものと考えられる。

#### 四 ルターの公会議論の影響について

冒頭にも紹介したように、一五二二年のヴォルムス国会において、人びとが公会議、公会議と叫び求めたことは、アレアンダーのみならず、ルターも同様に記述している。これはルターの公会議への控訴、とくに一五二〇年の控訴のドイツ語版が、帝国を構成する諸身分の呼応を引き起こしたのだと推測できよう。しかし、ルターは、過誤を犯してきたが故に、教皇も公会議も信じないと帝国議会で弁明した。さらに皇帝にも同様の書簡をしたためており、公会議に否定的な発言も多かった。他方、公会議をもとめる動きはその後活発に継続し、カトリック側も公会議を求めていた。ルターの公会議論は、このような公会議開催をめぐる動きにいかなる影響を与えたのだろうか。

ルターの公会議論の影響について、当時の公会議関連文書を網羅的に蒐集・検討したブロックマンは、ルターに倣った「自由かつキリスト教の公会議」による改革を記した文書の例を五点あげている。「一般の公会議dem gemeynen Concilio」による以外に教会の改革はできないとするフッテンの文書（一五二二）以下、「自由かつキリスト教の公会議」が必要と論ずる無記名のパンフレット（一五二二）とギユッテルの対話編（一五二二）、クロンベルクの文書（一五二二）、また皇帝のイニシアティブにより招集される全体公会議による教会改革を求めた一五二五年のパンフレットである。公会議への控訴を扱った文書も、一五二〇年のカールシュタット、シユペングレーなど四点がある。さらに一五二三年以降になると、聖書があれば公会議は不要とする、ルターの見解に沿った論

も登場している。これらは、あきらかにルターの公会議控訴の文書ならびに『キリスト教貴族に与う』その他の公会議論の影響を受けているととらえられる。

ブロックマンは、該当時期の公会議を論じた、ないし公会議に論及した文書の出版タイトル数をあげている。一五一八～九九年に公会議を論じた印刷文書はラテン語のみで、公会議に論及した文書もラテン語が一六、ドイツ語著作はルターが一点、その他が三である。しかし、一五二〇年のルター二回目の控訴後には、一五三二年までの間で公会議を論じた文書が三二、その内訳はラテン語一一、ドイツ語文書が二一で、後者の中にはルターのものがある。宗派別ではカトリックによるもの八点、新旧両派の見解が入ったものが六、残り一八点が宗教改革派と分類されている。もちろん、公会議に論及した文書数は、これよりはるかに多い。さらにブロックマンの統計グラフから、年ごとの刊行タイトル数を読み取ると、一九年までは平均一〇前後、二〇年から二六年までは平均二〇を越え、二四年の三八点が最高である。その後、三六年までは平均一〇弱で推移し、三七、三八年がそれぞれ二五、一九点と再び突出する。ちなみに三七年は公会議の専論が一八点と、この統計における最高点数を示している。この後では四八年、五一年の点数が高くなっている。ちなみにクリスマンが一四八〇年から一五九九年までのシュトラースブルク市の出版物を網羅的に検討した研究によれば、この町での総刊本数は一五一九～二五年期で約一二〇～一六〇点で、単純に比較すれば、公会議関係の出版物は全出版物中、最盛期の二四年には三分の一近くを占めたことになる。ドイツ語圏で十指に入る出版地とはいえ、一都市での発行数の動向であり、単なる目安にすぎないが、公会議が当時の出版物の中でも重要な論題となっていたことを伺うことができる。さらに、ブロックマンの統計からは、一五二〇年から改革派による公会議関係の文書

が急増したことが読み取れ、ルターの公会議論の影響を認めることができる。

ただし、その後の出版点数の推移からは、少なくとも二〇年代後半以後、発行点数の増減は、ルターの文書よりも公会議開催の動向が如実に反映した結果とみるべきであろう。これはさらに詳細な検討が必要であるが、印刷点数との関係から見ると、ルターの公会議論はその口火を切ったとはいえ、直接その論議を積極的に主導したとは言い難いようである。

このように推測する一因として、公会議をめぐる論議には、全体公会議の代替として「国民の教会会議ないし集会」を求める意見があり、新旧両派によってその実現が模索されたが、これにルターがほとんど関与していないことを指摘できる。「国民の教会会議ないし集会」は、一五二二年のニュールンベルク以後、帝国議会で繰り返し討議されたが、印刷物においても、たとえば先のギユッテルの対話編は、公会議が開かれないようであれば「ドイツの国民においてそのようなキリスト教の集会」を招集することを求めており、一五二七年のコンスタンツ聖職者のパンフレットも「自由な全体公会議または国民の集会」による解決を求めている<sup>①</sup>。

しかし、ルターは、管見の限り「国民の集会」による信仰問題の解決について論じていない<sup>②</sup>。逆に、一五二四年の皇帝勅令への反論では、「全体の帝国議会eyns gemeynen Reichstagsの、そしてシユパイアーでの集会vorsanlung zu Speyer」で皇帝代理や選定侯、諸侯、高位聖職者など諸身分が、「来たる全体の公会議までの間、新しい教えについて何が善くて受け入れられ、何が悪しく忌避されるかを協議する」ことを求めており、公会議と帝国議会・集会とを区別して、当時求められていた「国民の集会」などを公会議の代替とは考えていないことが読みとれる

のである。

信仰問題の穏便な解決策として、公会議での討議を求める声は、プロテスタントのみならず、カトリックからも上がった。論者の背後にある意図はそれぞれ異なっていたにしろ、公会議は宗教改革の展開の中で常に重要な論点でありつづけた。公会議が教皇、さらにはフランス国王などの利害も関わって、実現困難と判断されても、代替としての国民集会所が求められた。しかし、ルターは、限定つきにせよ、あくまでも公会議の役割を論じ、「国民の集会」や「国民教会会議」などをその代替としていない。彼は信仰を論ずる会議は「公会議councilium」と考えており、その意味では伝統的ということができよう。むしろ、代替を含めて公会議による解決を主導し、影響力をもったのは、メランヒトンであったと考えられるのであるが、これは別稿に譲ることとする。

- ① Th. Broeckmann, *Die Konzilsfrage in den Flug- und Streitschriften des deutschen Sprachraumes 1518-1563*, Göttingen, 1998, S.49.
- ② D. Martin Luthers Werke, Weimarer Ausgabe(WA),1, S.384.
- ③ *Concilium Tridentinum*, IV, p.XV, Ann.5.
- ④ A.Stoecklin, *Das Ende der mittelalterlichen Konzilsbewegung*; in, *Zeitschrift für schweizerische Kirchengeschichte*, 37, 1943, S.297
- H.Jedin, *Geschichte des Konzils von Trient, I, Der Kampf um das Konzil*, 3.Aufl., Freiburg i.B., 1977, S.42f. イェーザイン、梅津尚志・出崎澄男訳『公会議史』南窓社、一九八六、九六―七頁。
- ⑤ Ch. Tecklenburg Johns, *Luthers Konzilsidee in ihrer historischen Bedingtheit und ihrem reformatorischen Neuansatz*, Berlin, 1966, S.114ff. 同、Jedin, *Trient*, I, S.35f., 89f.
- ⑥ Jedin, *Trient*, I, S.24f., 30.
- ⑦ Tecklenburg Johns, *op.cit.*, S.113, 拙稿「ドイツ都市年代記にみる公会議像」『京都府立大学学術報告・人文社会編』二〇〇五参照。
- ⑧ *Deutsche Reichstagsakten*, JR, 3, Gotha, 1903, Nr.83, S.445-6, Nr.84,

- S.449.
- ⑥ 榊原忠孝 Jedin, *Trient*, I, S.150f., Tecklenburg Johns, *op.cit.*, S.115-143, M.Brecht, *Martin Luther*, 1, Stuttgart, 1983, S.253f., Brockmann, *op.cit.*, S.54-5°
- ⑦ WA, Briefwechsel, 1, Nr.110, S.240.
- ⑧ WA, 2, S.283f.
- ⑨ Jedin, *Trient*, I, S.37, 80, 135, 141, 143, 147, 333.
- ⑩ M. Seils, Das ökumenische Konzil in der lutherischen Theologie, in, *Ökumenische Konzile der Christenheit*, hrsg. v. H.Margull, Stuttgart, 1961, S.335.
- ⑪ S. Ehse, Luthers Appellation an ein allgemeines Konzil, in, *Historisches Jahrbuch*, 39, 1918-9, S.745, 榎谷A.Ebnetter, Luther und das Konzil, in, *Zeitschrift für katholische Theologie*, 84, 1962, S.740-1.
- ⑫ P.Meinhold, Das Konzil im Jahrhundert der Reformation, in, *Ökumenische Konzile der Christenheit*, S.207f, bes., 209. 1) かつ Tecklenburg Johns たちのルターが公会議を人間の法に合わせるべきである。聖書に依るべきであるというルターの間の整合性がよく保たれている。Tecklenburg Johns, *op.cit.*, S.124, 125.
- ⑬ R. Stupperich, Die Reformation und das Tridentium, in, *Archiv für Reformationsgeschichte*, 47, 1956, S.24. 論拠はWA,1, S.384, S.656f., 685, WA, 2, S.36, 404.
- ⑭ WA, 6, S.258, S.413ff., WA,8, S.150f., Stupperich, *op.cit.*, S.26.
- ⑮ Stupperich, *op.cit.*, S.23, Kolde, *Luthers Stellung zu Konzil und Kirche*, Göttersloh, 1876, S.33を論拠とするが筆者未見。
- ⑯ Tecklenburg Johns, *op.cit.*, S.115, 117-8, 123.
- ⑰ B.Lohse, *Martin Luther, Eine Einführung in sein Leben und sein Werk*, 3.Aufl., München,1997, S.64.
- ⑱ Brockmann, *op.cit.*, S.54-5.
- ⑲ WA, Briefwechsel, 1, Nr. 105. Luther an Spalatin. Wittenberg, 31. October 1518, S.224.
- ⑳ *Appellatio F. Martini Luther ad Concilium*, in, WA, 2, S.34.
- ㉑ *ibid.*, S.36-8.
- ㉒ Jedin, *Trient*, I, S.140, Stupperich, *op.cit.*, S.23.
- ㉓ Meinhold, *op.cit.*, S.206.
- ㉔ Ehse, *op.cit.*, S.740.
- ㉕ Stupperich, *op.cit.*, S.24, WA, 7, S.42.
- ㉖ *Appellatio F. Martini Luther ad Concilium a Leone X. denno repetita et innovata*. 1520, in, WA, 7, S.74.
- ㉗ *ibid.*, S.80, 123ff..
- ㉘ D. *Martin Luthers Appellation oder Berufung an ein christlich frei Concilium von dem Papst Leo und seinem unrechten Frevel verneuert und repetirt*. 1520, in *idem.*, S.83f.
- ㉙ *ibid.*, S.85.
- ㉚ WA, 6, S.413, 1) 彼は成瀬治訳「キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与へる」『世界の名著』一八「ルター」中央公論社、一九六九年、九六頁から引用した。
- ㉛ Jedin, *Trient*, I, S.149.
- ㉜ Meinhold, *op.cit.*, S.209° 論拠はWA, 8, S.149f.
- ㉝ WA,1, S.573, 長谷川健三郎訳『ルター著作集』第一巻「聖文舎」一九六四、二二六三頁。
- ㉞ WA, 2, S.400, 「ライプニッツで討論された命題に関するルターの解説」『ルター著作集1』聖文舎、一九六四、四九六頁。
- ㉟ WA, Briefwechsel, 1, Nr.191, S.470, bes.S.472.
- ㊱ 賀来周一「ルターにおける初代四大公会議の解釈について」『神学雑誌』日本ルーテル神学大学、三、一九六七、四八頁以下参照。
- ㊲ WA, Bd.50, S.509-653. また倉松功「ルターにおけるキリストの王的統治・国(regnum Christi)の射程について」『東北学院大学論集・教会と神学』四〇、二〇〇五、五〇頁以下参照。
- ㊳ WA, 8, S.150, WA, 10, III, S.258-9, WA,11, S.409-11, WA, Br.3, Nr.373, S.23-4, WA,17, II, S.40, Ebnetter, *op.cit.*, S.28-9.
- ㊴ WA, 50, S.16f., bes.23-4, Stupperich, *op.cit.*, S.27-9.
- ㊵ Ebnetter, *op.cit.*, S.27.

- ④④ Tecklenburg Johns, *op. cit.*, S.69.  
 ④⑤ Meinhold, *op. cit.*, S.208-9.  
 ④⑥ WA, 6, S.138.  
 ④⑦ WA, 7, S.390, 倉松功訳「ローマの大勅書によつて不当にも断罪された  
 マルティン・ルター博士のすべての条項の弁明とその根拠」『ルター著作  
 集二』聖文舎、一九八四、七六頁。  
 ④⑧ WA, 7, S.400, 倉松功訳、八四頁。  
 ④⑨ WA, 23, S.466.  
 ④⑩ WA, Briefwechsel, 6, Nr. 2028, Juni 1533, S.490-1.  
 ④⑪ WA, 38, S.284b-287b.  
 ④⑫ WA, 50, S.21f.  
 ④⑬ WA, Briefwechsel, 8, S.35ff, S.38, Stupperich, *op. cit.*, S.32.  
 ④⑭ Stupperich, *op. cit.*, S.32.  
 ④⑮ WA, 39, I, S.181f.  
 ④⑯ WA, 50, S.506ff., Stupperich, *op. cit.*, S.33, Meinhold, *op. cit.*, S.222f.  
 また賀来・倉松論文も参照。  
 ④⑰ WA, 54, S.208, 211, 292, Stupperich, *op. cit.*, S.36.  
 ④⑱ WA, 11, S.409.

- ④⑲ *Deutsche Reichstagsakten*, JR, 2, 1896, S.581.  
 ④⑳ WA, Briefwechsel, 2, S.308, Stupperich, *op. cit.*, 26  
 ④㉑ Brockmann, *op. cit.*, S.204-6.  
 ④㉒ *ibid.*, S.199-201.  
 ④㉓ *ibid.*, S.682-4.  
 ④㉔ M.U.Chrisman, *Lay Culture, Learned Culture, 1480-1599*, Yale UP,  
 New Haven, 1982, p.287.  
 ④㉕ Brockmann, *op. cit.*, S.208.  
 ④㉖ 一五三〇年サクセン選定侯宛書簡で、皇帝が信仰問題について帝国諸  
 身分の議論に耳を貸さないことをのべている記述に、代替としての「国  
 民の集会」開催要求を無視したことを、編者のピーチュが指摘している。  
 Luther an Kurfürst Johann, 9. Juli 1530, WA, Briefwechsel, 5,  
 Nr.1633, S.453-5.  
 ④㉗ WA, 15, S.274. ハリジはロープの座や聖界に対するドイツ国民、世俗  
 諸侯や諸身分の負担の除去などを協議するべきを同時に勧めづる。

(京都府立大学文学部助教授)